

2024シーズン愛媛FCホームゲームオ～レカフェ 出店運営規則

1. 規則を定める目的

愛媛FC「オ～レカフェ」への出店に関する手続きや遵守事項を定めることにより、安心・安全な飲食・物販の提供を確実に確保し、スタジアム滞在時におけるファン・サポーターの満足度を向上させることを目的とする。

2. 管理運営事業者

「オ～レカフェ」への出店業務の管理運営は、株式会社愛媛FCがおこなう。

3. 出店の条件

- (1) オ～レカフェに出店する団体（以下「出店団体」）は、全スタッフが出店運営規則を熟知し、必ず規則を守ること。
- (2) 必ず1商品は「県産品」の販売、又は「県産の食材」を使用したメニューとすること。
また、それを販売していることが来場者にわかるように、店舗の目立つ箇所に表示すること。
- (3) 食品営業許可を取得していること
- (4) 出店団体の代表者は、「愛媛FC」の担当者と密に連携をとること。
- (5) 「オ～レカフェ」の企画趣旨を理解するとともに、共にスタジアムの楽しさを創造することに協力すること。

4. 出店の手続き

(1) 出店の意思表示

「オ～レカフェ」への出店を希望する団体は、メール又はFAXにより、必要書類（誓約書、出店希望日調査票、出店確認票等）を愛媛FCへ提出すること。

(2) 各試合への出店団体の決定

愛媛FCは、出店希望のあった団体のうち、出店資格を満たす者の中から試合当日の出店団体を決定し、出店月の前月5日までに、出店の可否を月単位で各出店団体に連絡する。

※出店希望が多い場合は、愛媛FCによる出店調整の結果、出店できない試合もあるので注意すること。

(3) 販売商品申請書の提出

①出店を認められた団体は、「販売商品申請書」に必要事項を記載のうえ、**試合日の21日前までに**愛媛FCへ提出すること。

「愛媛県中予地方局」「松山市保健所」「松山南消防署」へ申請書を提出する必要があるため、期限を厳守すること。

②次戦以降、販売商品に変更が無い場合は、毎試合の提出は不要とする。

③事前に「販売商品申請書」により申請した商品以外の商品を販売することは禁止しており、違反した場合は、販売禁止や出店禁止などの対応をとる場合もあるので注意すること。

(4) 出店詳細情報の連絡

愛媛FCは試合の3日前を目途に、試合当日の出店詳細情報を各店舗に連絡する。

(5) 売上金の報告

出店から3日以内に所定の書類において、売上金の報告を愛媛FCに行うこと。

(6) 出店のキャンセル

出店団体において、やむを得ず出店をキャンセルする場合は、広報物・告知の関係上、必ず試合日の10日前までに愛媛FCへ連絡すること。それ以降にキャンセルする場合は、どのような理由であれ、出店料を支払うこと。無断でキャンセルすることが、ないようにすること。

また、試合前日以降のキャンセルは、テント・机・椅子等の使用料も支払うこと。

(7) 連絡方法

出店に関する連絡は、メールもしくはFAXで行うこととする。出店確認票に必ずメールアドレスもしくはFAX番号を記入すること。また、efcorlecafe@ehimefc.comからのメールを受信できるように設定すること。

急な連絡やキャンセルなどの連絡に関しては、愛媛FC 富沢(090-8740-1353)まで連絡をすること。

5. 出店・販売に関する基本事項

(1) 出店数

- ①出店数は原則、20店舗とする
- ②出店希望者が多い場合は、出店調整により出店できない場合がある。
- ③例えば「ラーメンフェス」「キッチンカー大集合」「スイーツフェス」などのイベントを企画する場合やマッチシティ・マッチタウン、マッチスポンサーからの出店がある場合は、上記①の出店数を減らし、企画に沿った店舗を出店させる場合がある。

(2) 出店の優先順位

出店希望者が多い場合、又は特別なイベントを企画する試合においては、弊社クラブスポンサー、法人会員（ゴールド/シルバー）、サポートショップへ入会していただいた店舗を優先して出店できるように配慮する。

法人会員	金額
ゴールド	110,000円 (税込)
シルバー	55,000円 (税込)
サポートショップ	10,000円 (税込)

(3) 販売場所

出店団体は、芝生広場のうち愛媛FCが指定した場所（スペース）で販売を行うこと。

(4) 販売時間

販売時間は、原則「試合開始の3時間前」から「後半開始時」までとする。

(例) 19:00試合開始の場合、16:00販売開始、20:00頃販売終了となる。

ただし、準備が整った店舗に関しては、3時間前より販売しても問題はない。

※販売終了時間は、必ず遵守すること。

(5) 販売商品の調整

他の店舗と販売商品が重複する事について愛媛FCは原則、調整を行わない。

ただし、上記(2)の「出店の優先順位」の通り、協賛店舗に関しては、他の店舗と販売商品が重複しないように配慮する。

右記の商品については、販売ができないこととする。	<ul style="list-style-type: none">・ビール/ノンアルコールビール・ジュース (一般に販売している物) ※本県特産品等を使用したジュースについては可 <ul style="list-style-type: none">・コーヒー・ポンジュース・その他、クラブ判断のもの
--------------------------	---

(6) ビン・カン類の取扱い

Jリーグの規則により、スタジアム内へのビン・カン類の持込は禁止されているため、これらに入った飲料を販売する場合は、入場ゲートで紙コップに移し替えることを来場者へ促すこと。

(7) ゴミ処理

出店に際して発生したゴミは、ゆで汁等の水分や、油類（廃油）を含め、全て持ち帰ること。

なお、来場者に対しては、スタジアムに設置してある「エコステーション」を案内しても構わない。

6. 車両による搬入・搬出の際の注意点

(1) 搬入

芝生広場への車両による搬入は、キックオフの5時間前（※オ～レカフェ開始の2時間前）からキックオフの3時間30分前（※オ～レカフェ開始の30分前）までの時間帯とする。

来場者の安全確保のため、キックオフ3時間30分前以降、車両での搬入はできないので注意すること。

(2) 搬出

後半開始時から、芝生広場への車両搬入が可能であるが、来場者の安全確保のため、必ず、試合終了5分前までに車両を退出させておくこと。それ以降の車両による搬出は、試合終了後30分経過後より可能とする。

(3) 駐車場

駐車場所は、三角駐車場とする。

駐車台数は、各店舗1台までとする。2台以上で来場された場合、2台目以降は一般駐車場へ駐車すること。

(4) 駐車料金

申請のあった車両の駐車料金は無料とする。

なお、駐車料金の無料に関する手続きを「愛媛FC」で一括して行うため、出店団体においては、「駐車券」を販売場所にあらかじめ持ってきておくこと。

(5) 走行上の注意

搬入・搬出のために園内を車両で走行する際は、ハザードランプを点滅させ、10km/h以下で徐行すること。

また、「愛媛FC」が指定したルートを通行するとともに、警備員の指示・誘導に従うこと。

なお、「出店確認票」で申請した車両以外は、芝生広場（ニンジニアゲート内）へ進入することができないので、変更したい場合は、事前に愛媛FCに連絡し、許可を得ること。

(6) 車両の管理

車両は、各出店団体が責任を持って管理すること。万が一、事件や事故等が発生した場合は速やかに「愛媛FC」、及びスタジアム側（公園管理事務所）へ連絡し、その指示に従うこと。

事故、事件が発生した場合、「愛媛FC」は一切責任を負わない。

7. テント及び備品の設置・撤去等

(1) テント等の貸出（借用）

①出店にあたり、テント及び備品（以下「テント等」）を必要とする場合は、別添「出店確認票」に必要事項を記載のうえ、事前に愛媛FCへ提出すること。

②貸出可能なテント等は、1店舗につき、次のとおりとする。

ア. テント：6脚タイプ（横5.4m×奥行3.6m程度）の1/2張

イ. 備品：机2台、イス2脚

③テント等を借用した際は、丁寧に扱うこととし、使用後は、必ず汚れ等を拭き取ること

(2) 設置・撤去

①テント等の設置・撤去は、原則として「愛媛FC」が行う。

②出店団体がテント等を持参する場合は、「横3m×奥行3m」の範囲内での出店とすること。

（机・イスを持参する場合は、テント内であれば、制限なく設置できるものとする。）

③出店団体がテント等を持参した場合は、車両搬入時間内に、自ら設置すること。

④芝生の上には、イスや看板を置かないこととする。

(3) 悪天候時等における設置等

①強風や大雨など悪天候の際は、風に飛ばされたテント等が来場者や他の出店団体等に危害を与えないよう、必ず、重りや土嚢等を使用するなど事故の防止に十分努めること。（テント貸出の場合は愛媛FCが対策を行う）

②万が一、来場者や他の出店団体等に危害を与えた場合は各出店団体の責任とし、「愛媛FC」は一切責任を負わないこととする。

(4) 水道及び電源盤の使用

①「水道」及び「電源盤（1店舗につきコンセント数1口）」は、施設内の設備を無料で使用することができる。

ただし、設置されている電源盤の電気容量は、1口約1,500ワットであるため、電気容量（ワット数）の高い機器を使用する場合は、出店団体において準備すること。

②「コードリール」や「延長コード」の貸出しは行っていないため、必要な場合は、出店団体において準備すること。

③出店場所から施設内電源盤までの距離は、遠い箇所では50m程離れる場合があるため、事前に確認すること。

(5) 火気の使用

火気を使用する出店団体は、必ず消火器を常設すること。

また、「自主チェックリスト」を使用して、出店にあたり危険性が無いか必ずチェックすること

(6) 出店エリアの保護

- ①油染み等の汚れが石畳や芝生等に残らないようシートを必ず設置すること。
- ②シートは段ボールや新聞紙などの燃えやすいものは使用できないため、燃えにくい素材のものを使用すること。
- ③また、汚れについては、出店団体において原状回復すること。
- ④原状回復できない場合は各出店団体の責任とし、「愛媛FC」は一切責任を負わないこととする。
- ⑤後日汚れや破損が発覚した場合、該当店舗へ連絡する場合があるので注意すること。

8. 出店料等

(1) 出店料及びテント等使用料

1試合ごとのオ〜レカフェへの「出店料」及び「テント等の使用料」は、次の「出店料等一覧表」のとおりとする。

適用			
出店料			6,000円
テント等 の使用料	テント 6脚タイプ (横5,4m×奥行3,6m程度) の1/2張り		1,000円
	備品	机：1セット (2台)	500円
		椅子：1セット (2脚)	500円
		その他	その都度協議

注) 机・イスに関しては、2台 (2脚) で1セットとし、1台 (1脚) の利用の場合も2台 (脚) の料金とする。

例) テント (1/2張)、机 (1台)、イス (2脚) を借用して出店する場合

⇒出店料6,000円+テント1,000円+机500円+イス500円=8,000円

(2) 支払い

出店月の翌月初旬に、1か月分の請求書を愛媛FCから出店団体に送付するので、出店団体は必ず出店月の翌月25日までに指定された口座に請求金額を振り込むこと。

(例) 4月出店分の請求書は、5月初旬に郵送。支払期限は、5月25日とする

(※25日が金融機関の休日・祝祭日の場合は、翌営業日を支払い期限とする。)

(3) 支払い遅延による警告等

- ① 支払期日までに、出店料等を入金しなかった場合、愛媛FCは出店団体に対して確認を行う。正当な理由がなかった場合は、警告 (イエローカード) を行う。
- ② 警告を2回 (レッドカード) 受けた出店団体は、「出店停止」となる。

9. 売上報告

出店日から3日以内に所定の書類において、必ず売上報告を行うこと。

10. その他の注意事項

(1) 身だしなみ

- ①愛媛FCのクラブカラーであるオレンジ色の衣類の着用を推奨する
- ②清潔な身なり、服装で販売を行うこと。

(2) 食品衛生

食品衛生には十分注意すること。

(3) 喫煙

喫煙は指定された場所で行うこととし、各ブース内での喫煙は禁止とする。

(4) 出店の中止

荒天時により来場者の安全性が確保できなくなった場合や、試合開催を中止することがある。その際は「愛媛FC」担当者の指示に従うこと。

急な天候不良や災害などでの安全確保等の案内を行った場合、出店団体も「愛媛FC」の指示に従うこと。

販売の一時取りやめを案内した場合、販売開始は「愛媛FC」の指示に従うこと。

尚、中止となった場合の出店料は、以下の通りとする。

■キックオフ90分前までの中止⇒出店料無し

【例】15:00キックオフの場合⇒13:30までは出店料無し

■キックオフまで90分を切った後の中止⇒出店料徴収

【例】15:00キックオフの場合⇒13:31以降は出店料徴収

尚、中止となった場合「愛媛FC」は出店の為に準備した食材などの費用の補填は一切行わない

(5) 基本的な衛生管理

- ①体調が優れない場合は、来場を見合わせる。（例：風邪のような症状がある場合など）
- ②店舗に消毒液を設置し、こまめな手指消毒を行う。/来場者の方も手指消毒ができるようにする。
- ③マスクの着用は必要に応じて実施すること。
- ④【HACCP】に則った基本的な衛生管理に留意すること。

(6) 消費期限等の食品表示について

- ・販売商品の消費期限表示に誤りが無いか、確認すること。
- ・販売商品の管理を徹底すること。

(7) 決済方法

- ・原則的には、決済方法に制限は設けない。
- ・「まちペイ」についても、引き続き使用できるものとする。

11. 問い合わせ先

株式会社愛媛FC

担当：富沢 大輔

TEL：090-8740-1353

E-mail：efcorlecafe@ehimefc.com

住所：愛媛県松山市六軒家町2-19

以上